

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和5年4月14日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

世田谷区産業基礎調査及び結果分析業務委託

(2) 目的

世田谷区では、デジタル化の進展、環境や社会に対する意識の高まり、加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による事業者の事業や経営形態の変化、働き方やライフスタイルの見直しなど、区を取り巻く社会経済環境は大きく変化したことなどを踏まえ、令和4年4月より、「産業振興基本条例」を改正し、新たに「世田谷区地域経済の持続可能な発展条例」を制定したところである。

新たな条例では、従前から掲げる「産業の振興」に加え、多様な働き方や環境への配慮など、従前においては経済成長とは距離があると考えられてきた非経済的な価値の重要性が増してきている背景を踏まえ、新たに4つの基本の方針（①多様な地域産業の基盤強化、②起業の促進及び多様な働き方の実現、③地域や社会の課題解決に向けたソーシャルビジネスの推進、④持続可能な事業活動及びエシカル消費の推進）を設定し、地域の経済発展と地域や社会の課題解決を両立した持続可能な社会の実現を目指すこととしている。

今後、現行の産業ビジョンについて、策定から5年が経過し計画期間の中間点を迎えたことから、これまでの取り組みの評価・検証を行うとともに、この間の新型コロナウイルス感染症や物価高による影響など、区を取り巻く社会経済環境の大きな変化等を踏まえ、今後、産業ビジョンの見直しを検討していく。

本業務は、今後の産業ビジョンの見直しにあたって、区内事業者の経営状況や課題、経営実態等についてアンケート調査を行い、その結果を集計、分析するものである。また、調査より得られた企業の基本情報をデータ化するものである。

(3) 内容

- ① 調査・分析スケジュールの管理
- ② アンケート調査内容の提案、調査票の作成
- ③ 主な質問項目として、事業者の基本情報（会社名、代表者名、所在地、創業年、業種、事業者概要、強み、従業員数、電話番号、メールアドレス等）に加えて、事業者の経営状況や経営上の課題、資金の調達状況、DXやインボイス制度への対応などについて概ね30問程度
- ④ アンケート調査票の発送、回収
調査票の発送時には、区で作成する本アンケートに関連する資料（A4、両面、1枚）も合わせて同封することとする。
- ⑤ アンケート調査結果の集計
- ⑥ アンケート調査結果の速報版の作成
- ⑦ アンケート調査結果に基づく事業者の基本情報のデータ化作業（会社名、代表

者名、所在地、創業年、業種、事業者概要、強み、従業員数、電話番号、メールアドレス等)

- ⑧ アンケート調査結果の分析
- ⑨ アンケート調査結果の分析に基づく報告書及び概要版の作成
- ⑩ アンケート調査結果に基づく事業者の基本情報データの作成
- ⑪ その他区担当者が指示すること

(4) 履行期間

契約の日から令和5年12月31日まで(予定)

2. 参加資格

次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 住民税又は法人税、消費税及び地方消費税等の税金に滞納がないこと。
- (4) プライバシーマーク若しくはISMS認証を取得していること又は自社においてこれらの資格を取得している者と同等程度の個人情報保護に関する社内規定を設けていること。
- (5) 世田谷区暴力団排除活動推進条例(平成24年12月10日条例第55号)第2条に規定する「暴力団」及び「暴力団員」、「暴力団関係者」でないこと。
- (6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者数を概ね3者とする。参加表明者が多数の場合は、以下に示す基準により提案書の提出者を選定し、選定結果を通知するものとする。

- (1) 本事業に類似する業務の実績等
- (2) 業務担当者の実績、経歴等

4. 提案書を特定するための評価項目

- (1) 実施体制に関する事項
 - ・業務責任者等の実績、経歴等
 - ・配置人員、役割、区との連絡体制等
- (2) 類似する業務の実績
- (3) 業務の実施方針
 - ・世田谷区産業ビジョン等関連計画の認識・理解状況
 - ・区内産業の特徴や社会経済環境の動向を踏まえた調査項目の提案能力
 - ・アンケート結果の正確な集計及び的確な分析を行う能力
- (4) 見積金額の妥当性

5. 選定方法

事業者の選定は、評価基準に基づき審査委員会にて審査し選定する。

6. 手続き等

(1) 担当所管課

世田谷区 経済産業部 産業連携交流推進課 担当 大熊・深沢

住所：〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4階

電話：03-3411-6644 FAX03-3411-6635

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和5年4月14日(金)から4月28日(金)午後3時まで

場所及び方法：上記(1)担当所管課にて配付、又は世田谷区ホームページ

(仕事・産業→仕事・産業に関する計画・方針等)にて公開(※ダウンロード可)

(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

期限：令和5年4月28日(金)午後3時まで必着

場所：上記(1)担当所管課

方法：持参、郵送又はファクシミリ送信(ただし、郵送又はファクシミリ送信の場合の未着事故についてはその責を負いません。)

(4) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

期限：令和5年5月25日(木)午後3時まで必着

場所：上記(1)担当所管課

方法：持参に限る

7. その他

- (1) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、企画提案書の著作権は提出事業者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、区は当該企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を、区が当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 下記「6.(1)担当所管課」に同じ
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号及び名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (9) その他詳細は説明書による。